

2019年12月27日
日 本 銀 行
金 融 市 場 局

指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定にか
かかる一般競争入札についての公募

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（2013年4月4日政策委員会決定）および「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者の選定に関する細目」（2017年1月31日決定）に基づく信託の受託者選定にかかかる一般競争入札への参加者を、下記の要領により公募します。

記

1. 信託契約

(1) 信託の種類

日本銀行を委託者兼受益者とする指定包括信託
業務内容の詳細は、入札説明書（5.（1）により交付するもの。以下同じ。）に記載する。

(2) 信託財産（当初信託元本）

イ、 受託者として現行の受託者以外の信託銀行が選定された場合
若干の金銭^(注)

(注) 日本銀行が現行の受託者のもとで信託財産として保有する指数連動型上場投資信託受益権、不動産投資法人投資口および金銭については、新たに選定された受託者との契約開始後に追加信託を行う。

ロ、 受託者として現行の受託者が選定された場合

契約開始日の前日に日本銀行が信託財産として保有する指数連動型上場投資信託受益権、不動産投資法人投資口および金銭

(3) 契約開始日

2020年4月1日

(4) 契約終了日

2021年3月31日。ただし、契約期間の満了が契約開始日から3年を超えない範囲で、最大2回、契約期間の延長ができるものとする。

また、契約期間の満了または信託の終了に伴い、新たな受託者を選定する場合には、新たな受託者が従前の受託者から円滑な信託財産の引継ぎ等を受けるために日本銀行が必要と認める期間を契約期間に加算するものとする。

2. 入札に参加できる者

5. (2) により本件公募に応募した者（以下「応募者」という。）であつて、次に掲げる要件を満たす者

- (1) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 1 条第 1 項の認可を受けて信託業務を営む銀行であること
- (2) 日本銀行本店の当座預金取引先であること
- (3) 信用力に関する次に掲げる要件をすべて満たしていること

イ、自己資本の充実

(イ) 銀行法（昭和56年法律第59号）第14条の2に掲げる基準に基づいて算出された連結および単体自己資本比率が、2019年9月末において、国際統一基準が適用される先については普通株式等Tier 1 比率 4.5%以上、Tier 1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準が適用される先については 4%以上であること。また、法令により資本バッファ規制またはレバレッジ比率規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準を満たしていること。

(ロ) 親会社が銀行持株会社である場合は、(イ)に加え、銀行法第52条の25に掲げる基準に基づいて算出された銀行持株会社の連結自己資本比率が、2019年9月末において、国際統一基準が適用される先については普通株式等Tier 1 比率 4.5%以上、Tier 1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準が適用される先については 4%以上であること。また、法令により資本バッファ規制またはレバレッジ比率規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準を満たしていること。

(ハ) (イ) および (ロ) において、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(イ) または (ロ) に定める資本バッファ比率の要件を満たしているものとみなす。

ロ、流動性にかかる健全性

(イ) 別表に掲げる事項の検証結果等を踏まえて流動性リスク管理が適

切でないことと認められる特段の事情がないこと。

(ロ) 法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、流動性カバレッジ比率が、2019年9月末において、法令により定められた水準を満たしていること。

(ハ) 親会社が銀行持株会社である場合において、当該銀行持株会社につき、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される時は、

(ロ) に加え、銀行持株会社に関する流動性カバレッジ比率が、2019年9月末において、法令により定められた水準を満たしていること。

(ニ) (ロ) および (ハ) において、流動性カバレッジ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(ロ) または (ハ) に定める流動性カバレッジ比率に関する要件を満たしているものとみなす。

ハ、総損失吸収力および資本再構築力にかかる健全性

(イ) 法令により内部TLAC額規制が適用される場合には、内部TLAC額が、2019年9月末において、法令により定められた水準を満たしていること。

(ロ) 親会社が銀行持株会社である場合において、当該銀行持株会社につき、法令により外部TLAC比率規制が適用される時は、(イ) に加え、銀行持株会社に関する外部TLAC比率が、2019年9月末において、法令により定められた水準を満たしていること。

(ハ) (イ) および (ロ) において、内部TLAC額または外部TLAC比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(イ) または (ロ) に定める内部TLAC額または外部TLAC比率に関する要件を満たしているものとみなす。

ニ、イ、ロ、またはハ、の要件を充足している場合であっても、考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分でないことと認められる特段の事情があるときは、各要件を満たすものとして取扱わない。

(4) 2019年9月末において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として所有する株式（他の法人に対する再信託または他の法人との共同での受託により当該他の法人に資産管理が委託されている株式を含む。）の貸借対照表価額の合計額が、2兆4,000億円以上であること

(5) 2018年4月1日以降、監督官庁による行政処分を受けていないこと（行政処分の内容および処分の対象となった法令違反行為の内容等に照らし、日本銀行が、審査の結果、受託者等とすることが不適当でないことと認めた場

合を除く。)

- (6) 本件の受託業務を円滑かつ適正に遂行できる体制（本件信託に関して、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入にかかる運用判断を専任のファンドマネージャーに行わせることを含む。）が整っていると認められること
- (7) 次のイ、からニ、までに該当しない者
 - イ、 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者または破産手続開始の決定を受けた者
 - ロ、 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者または再生手続開始の決定を受けた者
 - ハ、 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または更生手続開始の決定を受けた者
 - ニ、 イ、からハ、までに準じて本件入札にかかる契約の履行能力がないと認められる者
- (8) 開札時まで日本銀行から「調達・処分に関する取引停止措置要領」に基づく取引停止措置（次のイ、またはロ、に該当するものに限る。）を受けていない者
 - イ、 取引停止措置の効果が日本銀行金融市場局または同業務局との契約に及ぶ場合
 - ロ、 取引停止措置の効果が本件入札にかかる契約の属する業務分野または履行地域に及ぶ場合
- (9) 自社もしくはその役職員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める暴力団、同条に定める暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者でないこと
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に定めるところの破壊的団体またはその役職員もしくはその構成員でないこと
- (11) 二者が共同して本件の受託業務を受託すること（以下単に「共同受託」という。）を条件に、本件公募に応募する場合には、次に掲げる要件をすべて満たしていること
 - イ、 本件公募に共同して応募していること
 - ロ、 いずれの応募者も本件公募に重複して応募していないこと
 - ハ、 いずれの応募者においても（1）から（10）までに掲げる要件を満

たしていること（ただし、本件信託にかかる専任のファンドマネージャーの配置については、運用判断を主として行う者のみが満たしていればよい。）

(12) 本件の受託業務の一部を再信託すること（以下単に「再信託」という。）を条件に、本件公募に応募する場合には、次に掲げる要件をすべて満たしていること

イ、 本件公募への応募の際に、再信託の受託者となる者（以下「再受託者」という。）を特定していること（当該再受託者の同意を得ている場合に限る。）

ロ、 再受託者が応募者でないこと

ハ、 再受託者においても（1）から（10）までに掲げる要件を満たしていること（ただし、本件信託にかかる専任のファンドマネージャーの配置については、これを要しない。）

(13) 本件の受託業務の一部を再信託以外の方法により第三者に委託すること（以下単に「事務委託」という。）を条件に、本件公募に応募する場合には、次に掲げる要件をすべて満たしていること

イ、 本件公募への応募の際に、事務委託の相手方となる者（以下「事務委託先」という。）を特定していること（当該事務委託先の同意を得ている場合に限る。）

ロ、 事務委託先が応募者でないこと

ハ、 同一の事務を複数の法人に委託しないこと

ニ、 事務委託先においても（5）から（10）までに掲げる要件を満たしていること（ただし、本件信託にかかる専任のファンドマネージャーの配置については、応募者がこれを満たす場合には、事務委託先においてはこれを要しない。また、（6）に定める体制については、委託事務の内容に応じて事務委託先に適用される関係法令を遵守することを含む。）

ホ、 事務委託先が、次の（イ）から（ニ）までに掲げる基準のいずれかに該当する株式会社であること

（イ） 応募者の子会社（応募者が連結財務諸表提出会社である場合には、連結の範囲に含まれる子会社および持分法の適用を受ける子会社）

（ロ） 応募者の親会社（日本銀行との間で調査に関する契約（2002年8月30日政策委員会決定にかかる契約書またはこれに準ずる契約書によるものをいう。）を締結している先に限る。）

（ハ） 応募者の親会社の子会社（当該応募者を除く。）（親会社が連結財務諸表提出会社である場合には、その連結の範囲に含まれる子会社

および持分法の適用を受ける子会社)

(ニ) その他、実質的な支配力または影響力に照らして、(イ) から(ハ)までに掲げる基準に該当する企業に準ずるものとして応募者と特に密接な関係を有すると日本銀行が認める株式会社

(14) 共同受託または再信託と事務委託を同時に行う場合には、(11) または(12)に定める要件および(13)に定める要件をそれぞれ満たしていること

(15) 本要領、5.(1)に基づき応募者が日本銀行に提出する「機密保持に関する誓約書」、同(1)に基づき応募者が日本銀行から交付を受ける「入札説明書」、同(2)に基づき応募者が日本銀行に提出する「応募書(第一次資格審査申請書)」に記載する事項および本件入札に関する日本銀行の指示をすべて遵守していること

3. 受託者の遵守事項

受託者には、次に掲げる事項を遵守することを求める。

- (1) 本件の受託業務を正確かつ迅速に履行すること
- (2) 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること
- (3) 買入対象である指数連動型上場投資信託受益権にかかる投資信託委託会社における最新の「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>の受入れおよび実施の状況を報告すること

4. 入札に付する事項

1. の信託契約にかかる信託報酬額(以下「入札金額」という。)
詳細は、入札説明書に記載する。

5. 入札手続

(1) 入札説明書の交付

応募を検討する者に対して、2019年12月30日正午から2020年1月14日正午まで、入札説明書を交付する(場所:日本銀行金融市場局<本店新館4階>)。

入札説明書の交付は、「機密保持に関する誓約書」(別紙1~7のうち、該当する書式を使用する。)を後記(2)の応募受付・審査部署まで持参して提出することを条件とする。入札説明書の交付を希望する場合には、予め、後記(2)の連絡先に電話連絡するとともに、次に掲げる事項に留意すること。

- ・ 共同受託を条件に本件公募に応募することを検討する場合には、応募

を検討する二者のうち、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入にかかる運用判断を主として行う者を代表者に選定し、(2)以降の手續について、すべて当該代表者が代表して行うものとする。代表者は、代表者以外の者の「機密保持に関する誓約書」も併せて提出すること。

- ・ 再信託または事務委託を条件に本件公募に応募することを検討する場合には、応募を検討する者は、再受託者または事務委託先の「機密保持に関する誓約書」も併せて提出すること。
- ・ 共同受託または再信託と事務委託を同時に行う場合には、応募を検討する者は、別紙2～7のうち、該当する書式をすべて提出すること。

(2) 応募および第一次資格審査

本件公募への応募は、「応募書（第一次資格審査申請書）」（別紙8～11のうち、該当する書式を使用する。）に所定の事項を記載したうえ、2020年1月15日までに、次のいずれかの方法により提出すること。

イ、下掲の応募受付・審査部署宛に郵送する方法（配達履歴が残る方法により、提出期日までに必着のこと。郵便事情による遅延等の事情は一切斟酌しない。）

ロ、下掲の応募受付・審査部署（本店新館4階）まで持参して提出する方法（受付時間は、日本銀行営業日の10時00分～17時00分。予め、下掲の連絡先に電話連絡すること。）

日本銀行は、応募者について、2.（6）を除く。）に掲げる入札参加資格を審査のうえ、第一次資格審査合格者に合格通知書を、不合格者に不合格通知書を交付する（場所：日本銀行金融市場局＜本店新館4階＞）。

(応募受付・審査部署)

住所：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループ

※応募書を封入した封筒に「受託者選定応募書在中」と朱書きすること

電話：03-3277-3048、03-3277-1277

(3) 第二次資格審査

第一次資格審査合格者に対して、2.（6）に掲げる入札参加資格の審査を行う。

第二次資格審査は、第一次資格審査合格者によるプレゼンテーションおよび提出資料により行う。プレゼンテーションおよび提出資料の詳細は、入札説明書に記載する。

日本銀行は、審査のうえ、第二次資格審査合格者に入札参加資格確認済証を、不合格者に不合格通知書を交付する（場所：日本銀行金融市場局＜本店新館4階＞）。

（4）入札・開札

イ．日時・場所

・入札

日時：2020年2月13日

14時00分（提出受付開始）～14時30分（提出受付締切）

場所：東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行本店新館4階会議室

・開札

日時：2020年2月13日 14時30分

場所：東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行本店新館4階会議室

（注）入札・開札の日時・場所は変更することがある。また、入札に参加する者は、当日の出席者（最大2名）の氏名、所属部署、連絡先電話番号および電子メールアドレスを、予め、前記（2）の応募受付・審査担当部署に対して入札説明書所定の方法で連絡すること。

ロ、入札書の作成方法、入札の手続等

入札書の作成方法、入札の無効その他の入札の手続等については、入札説明書に記載する。

（5）落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、日本銀行が別に定める予定価額以下で、最低の入札金額をもって入札した者を落札者とする。

ただし、その者の入札金額が、日本銀行が別に定める調査基準価額を下回った場合には、その者が本件入札にかかる契約を適正に履行できるかどうかを調査し、調査の結果によっては、他の入札参加者を落札者とするところがある。

（6）入札結果の公表

日本銀行は、落札者名および落札者の入札金額を適宜の方法により公表する。

以 上

<本件公募に関する照会先>

日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループ

電話：03-3277-0055、03-3277-1277

流動性リスク管理のチェック・ポイント

<p>1. リスク管理にかかるガバナンス体制の整備</p> <p>(1) 流動性リスク管理を経営上の重要な要素として位置付け、経営陣が管理体制の整備に十分コミットしているか。</p> <p>(2) リスク管理方針の策定、リスク管理責任者の設置と権限付与、経営陣への報告体制の確立といったリスク管理体制を適切に確立しているか。</p> <p>(3) 流動性リスク許容度の設定や危機時のコンティンジェンシー・プランの策定が、基本的な流動性リスク管理方針と整合的か。</p>
<p>2. 流動性リスク・プロファイルの把握とバランスシート運営</p> <p>(1) 自行の業務展開、ビジネスモデルに応じた流動性リスク・プロファイルの把握が適切に行われているか。</p> <p>(2) 預金という安定的な資金調達源を持たない金融機関は、その流動性リスク・プロファイルに見合った頑健なリスク管理体制の構築に努めているか。</p> <p>(3) 流動性に影響を及ぼし得る潜在的な要因へのリスク管理面での目配りは十分か。</p> <p>(4) 資金の運用・調達構造自体、すなわち、運用・調達のバランス、期間別のミスマッチ、市場性調達への依存度等は調達力に見合っているか。</p> <p>(5) 偶発債務の規模が調達力対比で過大でないか。</p> <p>(6) 先行きの運用・調達方針では、資金調達面での限界を考慮に入れない形で、市場流動性が低く、資金化やポジション解消が困難化しやすい資産の積み上げが容認されていないか。</p>
<p>3. 日々の資金繰りの安定性確保</p> <p>(1) 必要な資金を安定的に調達し、円滑に決済を行っているか。</p> <p>(2) 調達レート of 急激な上昇など取引レートに特段の動きはないか。</p> <p>(3) 日々の要調達額が資金調達力との対比で過大になっていないか。</p> <p>(4) 日本銀行適格担保を含む担保繰りに問題はないか。</p> <p>(5) 業務内容や主な資金調達手段の特性を勘案したうえで、資金調達先の大口集中を避け、資金調達手段の分散化・多様化を図っているか。</p> <p>(6) 日中流動性の管理を適切に行っているか。</p> <p>(7) 補完貸付の常態的な利用により、補完貸付以外の調達手段を確保する</p>

努力を怠るなど、自律的な流動性リスク管理がおろそかになっていないか。

4. ストレス局面での対応力の強化

- (1) 様々なシナリオのもとでのストレステストを実施しているか。
- (2) ストレステスト等を通じて想定される資金流出に対応して、資金化可能な流動資産を十分に確保しているか。
- (3) 資金の出し手金融機関のリスク認識などの定性的情報を含め、「必要なときに、必要な資金を調達できるか」という資金アベイラビリティを確認しているか。

5. 緊急時における対応

- (1) 資金の逼迫度に見合った管理体制に移行する仕組みや業務運営において、緊急時の流動性面への影響を勘案する仕組みの整備を含めた適切なコンティンジェンシー・プランが策定されているか。
- (2) 調達環境の変化を適切に認識し、逼迫度に見合った管理体制に移行しているか。
- (3) 流動性面での制約の強まりを業務運営上勘案する仕組みが有効に機能しているか。
- (4) 実務上の対応において、逼迫度に見合ったポジション運営等、適切な流動性管理が行われているか。また、調達先・調達手段の拡充や資産売却等を含めて、追加的な流動性確保策が講じられているか。

6. グローバルな流動性リスク管理体制の整備（国際的に活動する金融機関）

- (1) 取扱通貨毎、海外拠点毎の流動性リスク・プロファイルを的確に把握しているか。
- (2) グループ内におけるクロスボーダー資金の量や期間構造を平時より把握しているか。
- (3) グループ内の資金活用が国際金融市場の環境変化によって受ける影響を把握しているか。
- (4) 危機時における各拠点間の資金融通について、グループ全体として整合的なかたちでコンティンジェンシー・プランを整備しているか。
- (5) 海外主要拠点での代替的調達手段は十分に確保されているか。

(共同受託・再信託・事務委託を行わない場合)

機密保持に関する誓約書

(注1) _____ は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札についての公募」(2019年12月27日付公表。以下「公募要領」といいます。)に基づく手続に関して、および、落札者となった場合においては、公募要領記書き 1. の信託契約に基づく受託業務の準備に関して、それぞれ日本銀行から知り得た情報について、本日以降、入札手続終了後においても、当行の関係役職員以外に漏洩し、あるいは盗用しないこと、および、他の用途に用いないことを誓約いたします。

年 月 日

金融機関名

代表者役職名・氏名 _____ 印 (注2)

日本銀行金融市場局長 殿

(注1) 金融機関名を記載してください。

(注2) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(共同受託を行う場合<代表者>)

機密保持に関する誓約書

(注1) _____ は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札についての公募」(2019年12月27日付公表。以下「公募要領」といいます。)に基づく手続に関して、および、落札者となった場合においては、公募要領記書き1. の信託契約に基づく受託業務の準備に関して、それぞれ日本銀行から知り得た情報について、本日以降、入札手続終了後においても、当行および当行の共同受託者となる信託銀行の関係役職員以外に漏洩し、あるいは盗用しないこと、および、他の用途に用いないことを誓約いたします。

年 月 日

金融機関名 ^(注1)

代表者役職名・氏名 _____ 印 ^(注2)

日本銀行金融市場局長 殿

(注1) 入札手続の代表者である金融機関名を記載してください。

(注2) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(共同受託を行う場合<代表者以外>)

機密保持に関する誓約書

(注1) _____ は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等
基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札についての公募」
(2019年12月27日付公表。以下「公募要領」といいます。)に基づく手続に関
して、および、(注2) _____ が落札者となった場合においては、
公募要領記書き1. の信託契約に基づく受託業務の準備に関して、それぞれ
(注2) _____ を通じて日本銀行から知り得た情報について、本
日以降、入札手続終了後においても、当行の関係役職員以外に漏洩し、あるい
は盗用しないこと、および、他の用途に用いないことを誓約いたします。

年 月 日

金融機関名 (注1)

代表者役職名・氏名 _____ 印 (注3)

日本銀行金融市場局長 殿

(注1) 入札手続の代表者以外の金融機関名を記載してください。

(注2) 入札手続の代表者である金融機関名を記載してください。

(注3) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間
の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(再信託を行う場合<再信託の受託者>)

機密保持に関する誓約書

(注1) _____ は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札についての公募」(2019年12月27日付公表。以下「公募要領」といいます。)に基づく手続に関して、および、(注2) _____ が落札者となった場合においては、公募要領記書き1. の信託契約に基づく受託業務の準備に関して、それぞれ(注2) _____ を通じて日本銀行から知り得た情報について、本日以降、入札手続終了後においても、当行の関係役職員以外に漏洩し、あるいは盗用しないこと、および、他の用途に用いないことを誓約いたします。

年 月 日

金融機関名 (注1)

代表者役職名・氏名 _____ 印 (注3)

日本銀行金融市場局長 殿

(注1) 再信託の受託者となる金融機関名を記載してください。

(注2) 再信託の委託者となる金融機関名を記載してください。

(注3) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(事務委託を行う場合<応募を検討する者>)

機密保持に関する誓約書

(注1) _____ は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札についての公募」(2019年12月27日付公表。以下「公募要領」といいます。)に基づく手続に関して、および、落札者となった場合においては、公募要領記書き1.の信託契約に基づく受託業務の準備に関して、それぞれ日本銀行から知り得た情報について、本日以降、入札手続終了後においても、当行および当行の事務委託の相手方となる株式会社の関係役職員以外に漏洩し、あるいは盗用しないこと、および、他の用途に用いないことを誓約いたします。

年 月 日

金融機関名

代表者役職名・氏名 _____ 印 (注2)

日本銀行金融市場局長 殿

(注1) 金融機関名を記載してください。

(注2) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(注3) 日本銀行との間の当座預金取引先である場合には、株式会社名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。日本銀行との間の当座預金取引先ではない場合には、株式会社名、代表者役職名・氏名および印鑑は、登記事項証明書および印鑑登録証明書によることとし、最新かつ有効なこれらの証明書を添付してください。

Tier 1 比率	%
普通株式等 Tier 1 比率	%
レバレッジ比率	%
流動性カバレッジ比率	%
銀行持株会社・連結 (注4) (注5)	
総自己資本比率	%
Tier 1 比率	%
普通株式等 Tier 1 比率	%
レバレッジ比率	%
流動性カバレッジ比率	%
外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	%
外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	%

法令により適用される水準

銀行・連結 (注6)	
資本バッファ比率	%
資本保全バッファ	%
カウンター・シクリカル・バッファ (注7)	%
G-SIBs バッファ	%
D-SIBs バッファ	%
レバレッジ比率	%
流動性カバレッジ比率	%
内部 TLAC 額	百万円
銀行・単体 (注6)	
資本バッファ比率	%
資本保全バッファ	%
カウンター・シクリカル・バッファ (注7)	%
G-SIBs バッファ	%
D-SIBs バッファ	%
レバレッジ比率	%
流動性カバレッジ比率	%
銀行持株会社・連結 (注6)	
資本バッファ比率	%
資本保全バッファ	%

カウンター・シクリカル・バッファー (注7)	%
G-SIBs バッファー	%
D-SIBs バッファー	%
レバレッジ比率	%
流動性カバレッジ比率	%
外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	%
外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	%

(2) 国内基準が適用される先

	自己資本比率
銀行・連結 (注2)	%
銀行・単体 (注2)	%
銀行持株会社・連結 (注4)	%

(3) 流動性リスク管理が適切でない可能性を生じさせる特段の事情 (注8)

有	無
---	---

(4) 特段の事情がある場合の概要 (注9)

--

(5) その他 (注10)

--

2. 信託財産として所有する株式の合計の金額 (注11) (2019年9月末時点)

①所有額合計	億円
再信託を受けて所有する分	億円
共同受託により所有する分	億円
②再信託または共同受託契約に基づき、他の金融機関に資産管理を委託している分	億円
合計 (①+②)	億円

3. 行政処分

(1) 2018年4月1日以降に監督官庁から行政処分を受けた事実 (注8)

有	無
---	---

(2) 行政処分の概要等 (注12)

--

4. 連絡先 (注13)

	第1順位	第2順位
担当部署・役職名		
担当者氏名		
担当者電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
住 所 (〒 -)		

金融機関名

代表者役職名・氏名 _____

印 (注14)

- (注 1) 金融機関名を記載してください。
- (注 2) 銀行法第 14 条の 2 に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を小数点以下第 2 位まで (第 3 位以下は切り捨て) 記載してください。監督官庁に連結および単体自己資本比率の双方を提出している金融機関は、連結および単体自己資本比率の双方を記載してください。また、報告計数の裏付けとなる資料 (ディスクロージャー資料の写し等) を添付してください (以下 (注 3) から (注 5) までに該当する計数についても同様です)。
- (注 3) 銀行法第 14 条の 2 に掲げる基準に基づいて算出されたレバレッジ比率、流動性カバレッジ比率および内部 TLAC 額を監督官庁に提出している金融機関は、当該内部 TLAC 額を整数で (小数点以下を切り捨て)、その他レバレッジ比率等を小数点以下第 2 位まで (第 3 位以下は切り捨て) 記載してください。監督官庁に連結および単体レバレッジ比率等の双方を提出している金融機関は、連結および単体レバレッジ比率等の双方を記載してください。
- (注 4) 銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を監督官庁に提出している金融機関は、当該自己資本比率を小数点以下第 2 位まで (第 3 位以下は切り捨て) 記載してください。
- (注 5) 銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に基づいて算出されたレバレッジ比率、流動性カバレッジ比率および外部 TLAC 比率を監督官庁に提出している金融機関は、当該レバレッジ比率等を小数点以下第 2 位まで (第 3 位以下は切り捨て) 記載してください。
- (注 6) 法令により規制が適用される項目について、法令により定められた水準を記入してください。
- (注 7) 各国の法令により適用されるカウンター・シクリカル・バッファの比率に基づき算出した比率を記入してください。
- (注 8) 有・無のいずれかに○印を付けてください。
- (注 9) 1. (3) で有に○印を付けた場合には、当該事情の概要を記載してください。
- (注 10) 2019 年 9 月末以降、本申請書提出日までの間に、他の法人との合併、会社分割による他の法人からの事業の全部もしくは一部の承継、他の法人への事業の一部の承継、他の法人からの事業の全部もしくは一部の譲受けまたは他の法人への事業の一部の譲渡しがあった場合には、その旨を明記してください。
その場合、2019 年 9 月末時点の自己資本比率等とともに、当該合併等を反映した直近の実績値または見込値を報告してください (算出時点を明記のこと)。
また、法令により資本バッファ比率、流動性カバレッジ比率、内部 TLAC 額および外部 TLAC 比率が適用される金融機関において、法令により定められた各水準を満たしていない場合には、その旨および当該各水準を満たすよう着実に改善すると見込まれる理由を明記してください。
- (注 11) 「信託財産種別表」において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として「株式」欄に記載し、日本銀行に報告しているベースの金額の合計を記載してください。
- (注 12) 3. (1) で有に○印を付けた場合には、当該行政処分等の概要を記載してください。併せて当該行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。また、3. (1) で無に○印をつけた場合であっても、2018 年 4 月 1 日以降に、法令違反等を理由に監督官庁から銀行法等に基づく報告または資料の徴求を受けた事実があるときは、その概要を記載してください。
- (注 13) 第一次資格審査の結果等の連絡先担当者を記載してください。優先順位を付けて 2 名まで記載してください。
- (注 14) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

総自己資本比率	%	%
Tier 1 比率	%	%
普通株式等 Tier 1 比率	%	%
レバレッジ比率	%	%
流動性カバレッジ比率	%	%
内部 TLAC 額	百万円	百万円
銀行・単体 ^(注3) ^(注4)		
総自己資本比率	%	%
Tier 1 比率	%	%
普通株式等 Tier 1 比率	%	%
レバレッジ比率	%	%
流動性カバレッジ比率	%	%
銀行持株会社・連結 ^(注5) ^(注6)		
総自己資本比率	%	%
Tier 1 比率	%	%
普通株式等 Tier 1 比率	%	%
レバレッジ比率	%	%
流動性カバレッジ比率	%	%
外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	%	%
外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	%	%

法令により適用される水準

	(注1)	(注2)
銀行・連結 ^(注7)		
資本バッファ比率	%	%
資本保全バッファ	%	%
カウンター・シクリカル・バッファ ^(注8)	%	%
G-SIBs バッファ	%	%
D-SIBs バッファ	%	%
レバレッジ比率	%	%
流動性カバレッジ比率	%	%
内部 TLAC 額	百万円	百万円
銀行・単体 ^(注7)		
資本バッファ比率	%	%

	資本保全バッファー	%	%
	カウンター・シクリカル・バッファー (注8)	%	%
	G-SIBs バッファー	%	%
	D-SIBs バッファー	%	%
	レバレッジ比率	%	%
	流動性カバレッジ比率	%	%
銀行持株会社・連結 (注7)			
	資本バッファー比率	%	%
	資本保全バッファー	%	%
	カウンター・シクリカル・バッファー (注8)	%	%
	G-SIBs バッファー	%	%
	D-SIBs バッファー	%	%
	レバレッジ比率	%	%
	流動性カバレッジ比率	%	%
	外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	%	%
	外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	%	%

(2) 国内基準が適用される先

自己資本比率	(注1)	(注2)
銀行・連結 (注3)	%	%
銀行・単体 (注3)	%	%
銀行持株会社・連結 (注5)	%	%

(3) 流動性リスク管理が適切でない可能性を生じさせる特段の事情 (注9)

(注1)		(注2)	
有	無	有	無

(4) 特段の事情がある場合の概要 (注10)

(注1)	(注2)

(5) その他^(注11)

(注1)	(注2)

2. 信託財産として所有する株式の合計の金額^(注12) (2019年9月末時点)

	(a) ^(注1)	(b) ^(注2)
①所有額合計	億円	億円
再信託を受けて所有する分	億円	億円
共同受託により所有する分	億円	億円
②再信託または共同受託契約に基づき、他の金融機関に資産管理を委託している分	億円	億円
(a)欄の金融機関が、再信託または共同受託契約に基づき、(b)欄の金融機関に資産管理を委託している分	億円	—
合計 (①+②)	億円	億円

3. 行政処分

(1) 2018年4月1日以降に監督官庁から行政処分を受けた事実^(注9)

(注1)		(注2)	
有	無	有	無

(2) 行政処分の概要等^(注13)

(注1)	(注2)

4. 連絡先^(注14)

	第1順位	第2順位
担当部署・役職名		
担当者氏名		
担当者電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mailアドレス		
住所 (〒 -)		

金融機関名 (注1)

代表者役職名・氏名 _____ 印 (注15)

金融機関名 (注2)

代表者役職名・氏名 _____ 印 (注15)

- (注 1) 入札手続の代表者（指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入にかかる運用判断を主として行う者）となる金融機関名を記載してください。
- (注 2) 入札手続の代表者以外の金融機関名を記載してください。
- (注 3) 銀行法第 14 条の 2 に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を小数点以下第 2 位まで（第 3 位以下は切り捨て）記載してください。監督官庁に連結および単体自己資本比率の双方を提出している金融機関は、連結および単体自己資本比率の双方を記載してください。また、共同受託するすべての金融機関にかかる報告計数の裏付けとなる資料（ディスクロージャー資料の写し等）を添付してください（以下（注 4）から（注 6）までに該当する計数についても同様です）。
- (注 4) 銀行法第 14 条の 2 に掲げる基準に基づいて算出されたレバレッジ比率、流動性カバレッジ比率および内部 TLAC 額を監督官庁に提出している金融機関は、当該内部 TLAC 額を整数で（小数点以下を切り捨て）、その他レバレッジ比率等を小数点以下第 2 位まで（第 3 位以下は切り捨て）記載してください。監督官庁に連結および単体レバレッジ比率等の双方を提出している金融機関は、連結および単体レバレッジ比率等の双方を記載してください。
- (注 5) 銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を監督官庁に提出している金融機関は、当該自己資本比率を小数点以下第 2 位まで（第 3 位以下は切り捨て）記載してください。
- (注 6) 銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に基づいて算出されたレバレッジ比率、流動性カバレッジ比率および外部 TLAC 比率を監督官庁に提出している金融機関は、当該レバレッジ比率等を小数点以下第 2 位まで（第 3 位以下は切り捨て）記載してください。
- (注 7) 法令により規制が適用される項目について、法令により定められた水準を記入してください。
- (注 8) 各国の法令により適用されるカウンター・シクリカル・バッファの比率に基づき算出した比率を記入してください。
- (注 9) 有・無のいずれかに○印を付けてください。
- (注 10) 1.（3）で有に○印を付けた場合には、当該事情の概要を記載してください。
- (注 11) 2019 年 9 月末以降、本申請書提出日までの間に、他の法人との合併、会社分割による他の法人からの事業の全部もしくは一部の承継、他の法人への事業の一部の承継、他の法人からの事業の全部もしくは一部の譲受けまたは他の法人への事業の一部の譲渡しがあつた場合には、その旨を明記してください。
- その場合、2019 年 9 月末時点の自己資本比率等とともに、当該合併等を反映した直近の実績値または見込値を報告してください（算出時点を明記のこと）。
- また、法令により資本バッファ比率、流動性カバレッジ比率、内部 TLAC 額および外部 TLAC 比率が適用される金融機関において、法令により定められた各水準を満たしていない場合には、その旨および当該各水準を満たすよう着実に改善すると見込まれる理由を明記してください。
- (注 12) 「信託財産種別表」において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として「株式」欄に記載し、日本銀行に報告しているベースの金額の合計を記載してください。
- (注 13) 3.（1）で有に○印を付けた場合には、当該行政処分を記載してください。併せて当該行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。また、3.（1）で無に○印をつけた場合であっても、2018 年 4 月 1 日以降に、法令違反等を理由に監督官庁から銀行法等に基づく報告または資料の徴求を受けた事実があるときは、その概要を記載してください。
- (注 14) 入札手続における代表者にかかる第一次資格審査の結果等の連絡先担当者を記載してください。優先順位を付けて 2 名まで記載してください。
- (注 15) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

	普通株式等 Tier 1 比率	%	%
	レバレッジ比率	%	%
	流動性カバレッジ比率	%	%
	内部 TLAC 額	百万円	百万円
銀行・単体 ^(注3) ^(注4)			
	総自己資本比率	%	%
	Tier 1 比率	%	%
	普通株式等 Tier 1 比率	%	%
	レバレッジ比率	%	%
	流動性カバレッジ比率	%	%
銀行持株会社・連結 ^(注5) ^(注6)			
	総自己資本比率	%	%
	Tier 1 比率	%	%
	普通株式等 Tier 1 比率	%	%
	レバレッジ比率	%	%
	流動性カバレッジ比率	%	%
	外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	%	%
	外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	%	%

法令により適用される水準

	(注1)	(注2)
銀行・連結 ^(注7)		
資本バッファ比率	%	%
資本保全バッファ	%	%
カウンター・シクリカル・バッファ ^(注8)	%	%
G-SIBs バッファ	%	%
D-SIBs バッファ	%	%
レバレッジ比率	%	%
流動性カバレッジ比率	%	%
内部 TLAC 額	百万円	百万円
銀行・単体 ^(注7)		
資本バッファ比率	%	%
資本保全バッファ	%	%
カウンター・シクリカル・バッファ ^(注8)	%	%

	G-SIBs バッファ	%	%
	D-SIBs バッファ	%	%
	レバレッジ比率	%	%
	流動性カバレッジ比率	%	%
銀行持株会社・連結 (注7)			
	資本バッファ比率	%	%
	資本保全バッファ	%	%
	カウンター・シクリカル・バッファ (注8)	%	%
	G-SIBs バッファ	%	%
	D-SIBs バッファ	%	%
	レバレッジ比率	%	%
	流動性カバレッジ比率	%	%
	外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	%	%
	外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	%	%

(2) 国内基準が適用される先

自己資本比率	(注1)	(注2)
銀行・連結 (注3)	%	%
銀行・単体 (注3)	%	%
銀行持株会社・連結 (注5)	%	%

(3) 流動性リスク管理が適切でない可能性を生じさせる特段の事情 (注9)

(注1)		(注2)	
有	無	有	無

(4) 特段の事情がある場合の概要 (注10)

(注1)	(注2)

(5) その他 (注11)

(注1)	(注2)

2. 信託財産として所有する株式の合計の金額^(注12) (2019年9月末時点)

	(a) ^(注1)	(b) ^(注2)
①所有額合計	億円	億円
再信託を受けて所有する分	億円	億円
共同受託により所有する分	億円	億円
②再信託または共同受託契約に基づき、他の金融機関に資産管理を委託している分	億円	億円
(a)欄の金融機関が、再信託または共同受託契約に基づき、(b)欄の金融機関に資産管理を委託している分	億円	—
合計 (①+②)	億円	億円

3. 行政処分

(1) 2018年4月1日以降に監督官庁から行政処分を受けた事実^(注9)

(注1)		(注2)	
有	無	有	無

(2) 行政処分の概要等^(注13)

(注1)	(注2)

4. 連絡先^(注14)

	第1順位	第2順位
担当部署・役職名		
担当者氏名		
担当者電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
住 所 (〒 -)		

金融機関名

代表者役職名・氏名 _____

印^(注15)

- (注 1) 金融機関名を記載してください。
- (注 2) 再信託の受託者となる金融機関名を記載してください。
- (注 3) 銀行法第 14 条の 2 に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を小数点以下第 2 位まで（第 3 位以下は切り捨て）記載してください。監督官庁に連結および単体自己資本比率の双方を提出している金融機関は、連結および単体自己資本比率の双方を記載してください。また、再信託の委託者および受託者となる金融機関の双方にかかる報告計数の裏付けとなる資料（ディスクロージャー資料の写し等）を添付してください（以下（注 4）から（注 6）までに該当する計数についても同様です）。
- (注 4) 銀行法第 14 条の 2 に掲げる基準に基づいて算出されたレバレッジ比率、流動性カバレッジ比率および内部 TLAC 額を監督官庁に提出している金融機関は、当該内部 TLAC 額を整数で（小数点以下を切り捨て）、その他レバレッジ比率等を小数点以下第 2 位まで（第 3 位以下は切り捨て）記載してください。監督官庁に連結および単体レバレッジ比率等の双方を提出している金融機関は、連結および単体レバレッジ比率等の双方を記載してください。
- (注 5) 銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を監督官庁に提出している金融機関は、当該自己資本比率を小数点以下第 2 位まで（第 3 位以下は切り捨て）記載してください。
- (注 6) 銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に基づいて算出されたレバレッジ比率、流動性カバレッジ比率および外部 TLAC 比率を監督官庁に提出している金融機関は、当該レバレッジ比率等を小数点以下第 2 位まで（第 3 位以下は切り捨て）記載してください。
- (注 7) 法令により規制が適用される項目について、法令により定められた水準を記入してください。
- (注 8) 各国の法令により適用されるカウンター・シクリカル・バッファの比率に基づき算出した比率を記入してください。
- (注 9) 有・無のいずれかに○印を付けてください。
- (注 10) 1. (3) で有に○印を付けた場合には、当該事情の概要を記載してください。
- (注 11) 2019 年 9 月末以降、本申請書提出日までの間に、他の法人との合併、会社分割による他の法人からの事業の全部もしくは一部の承継、他の法人への事業の一部の承継、他の法人からの事業の全部もしくは一部の譲受けまたは他の法人への事業の一部の譲渡しがあつた場合には、その旨を明記してください。
その場合、2019 年 9 月末時点の自己資本比率等とともに、当該合併等を反映した直近の実績値または見込値を報告してください（算出時点を明記のこと）。
また、法令により資本バッファ比率、流動性カバレッジ比率、内部 TLAC 額および外部 TLAC 比率が適用される金融機関において、法令により定められた各水準を満たしていない場合には、その旨および当該各水準を満たすよう着実に改善すると見込まれる理由を明記してください。
- (注 12) 「信託財産種別表」において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として「株式」欄に記載し、日本銀行に報告しているベースの金額の合計を記載してください。
- (注 13) 3. (1) で有に○印を付けた場合には、当該行政処分等の概要を記載してください。併せて当該行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。また、3. (1) で無に○印をつけた場合であっても、2018 年 4 月 1 日以降に、法令違反等を理由に監督官庁から銀行法等に基づく報告または資料の徴求を受けた事実があるときは、その概要を記載してください。
- (注 14) 第一次資格審査の結果等の連絡先担当者を記載してください。優先順位を付けて 2 名まで記載してください。
- (注 15) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

	レバレッジ比率	%
	流動性カバレッジ比率	%
	内部 TLAC 額	百万円
銀行・単体 (注3) (注4)		
	総自己資本比率	%
	Tier 1 比率	%
	普通株式等 Tier 1 比率	%
	レバレッジ比率	%
	流動性カバレッジ比率	%
銀行持株会社・連結 (注5) (注6)		
	総自己資本比率	%
	Tier 1 比率	%
	普通株式等 Tier 1 比率	%
	レバレッジ比率	%
	流動性カバレッジ比率	%
	外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	%
	外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	%

法令により適用される水準

銀行・連結 (注7)		
	資本バッファ比率	%
	資本保全バッファ	%
	カウンター・シクリカル・バッファ (注8)	%
	G-SIBs バッファ	%
	D-SIBs バッファ	%
	レバレッジ比率	%
	流動性カバレッジ比率	%
	内部 TLAC 額	百万円
銀行・単体 (注7)		
	資本バッファ比率	%
	資本保全バッファ	%
	カウンター・シクリカル・バッファ (注8)	%
	G-SIBs バッファ	%
	D-SIBs バッファ	%

	レバレッジ比率	%
	流動性カバレッジ比率	%
銀行持株会社・連結 ^(注7)		
	資本バッファ比率	%
	資本保全バッファ	%
	カウンター・シクリカル・バッファ ^(注8)	%
	G-SIBs バッファ	%
	D-SIBs バッファ	%
	レバレッジ比率	%
	流動性カバレッジ比率	%
	外部 TLAC 比率 (リスクアセットベース)	%
	外部 TLAC 比率 (総エクスポージャーベース)	%

(2) 国内基準が適用される先

	自己資本比率
銀行・連結 ^(注3)	%
銀行・単体 ^(注3)	%
銀行持株会社・連結 ^(注5)	%

(3) 流動性リスク管理が適切でない可能性を生じさせる特段の事情^(注9)

有	無
---	---

(4) 特段の事情がある場合の概要^(注10)

--

(5) その他^(注11)

--

2. 信託財産として所有する株式の合計の金額^(注12) (2019年9月末時点)

①所有額合計	億円
再信託を受けて所有する分	億円
共同受託により所有する分	億円
②再信託または共同受託契約に基づき、他の	億円

金融機関に資産管理を委託している分	
合計 (①+②)	億円

3. 行政処分

(1) 2018年4月1日以降に監督官庁から行政処分を受けた事実 ^(注9)

(注1)		(注2)	
有	無	有	無

(2) 行政処分の概要等 ^(注13)

(注1)	(注2)

4. 「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札についての公募」2.(13)ホ、に掲げる要件の充足 ^(注14)

(注2)			
(イ)に該当する	(ロ)に該当する	(ハ)に該当する	(ニ)に該当することが見込まれる

(「(ニ)に該当することが見込まれる」と判断した理由)

--

5. 連絡先 ^(注15)

	第1順位	第2順位
担当部署・役職名		
担当者氏名		
担当者電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
住 所 (〒 -)		

金融機関名

代表者役職名・氏名

印 (注16)

- (注 1) 金融機関名を記載してください。
- (注 2) 事務委託の相手方となる株式会社の名称を記載してください。
- (注 3) 銀行法第 14 条の 2 に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を小数点以下第 2 位まで (第 3 位以下は切り捨て) 記載してください。監督官庁に連結および単体自己資本比率の双方を提出している金融機関は、連結および単体自己資本比率の双方を記載してください。また、報告計数の裏付けとなる資料 (ディスクロージャー資料の写し等) を添付してください (以下 (注 4) から (注 6) までに該当する計数についても同様です)。
- (注 4) 銀行法第 14 条の 2 に掲げる基準に基づいて算出されたレバレッジ比率、流動性カバレッジ比率および内部 TLAC 額を監督官庁に提出している金融機関は、当該内部 TLAC 額を整数で (小数点以下を切り捨て)、その他レバレッジ比率等を小数点以下第 2 位まで (第 3 位以下は切り捨て) 記載してください。監督官庁に連結および単体レバレッジ比率等の双方を提出している金融機関は、連結および単体レバレッジ比率等の双方を記載してください。
- (注 5) 銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を監督官庁に提出している金融機関は、当該自己資本比率を小数点以下第 2 位まで (第 3 位以下は切り捨て) 記載してください。
- (注 6) 銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に基づいて算出されたレバレッジ比率、流動性カバレッジ比率および外部 TLAC 比率を監督官庁に提出している金融機関は、当該レバレッジ比率等を小数点以下第 2 位まで (第 3 位以下は切り捨て) 記載してください。
- (注 7) 法令により規制が適用される項目について、法令により定められた水準を記入してください。
- (注 8) 各国の法令により適用されるカウンター・シクリカル・バッファーの比率に基づき算出した比率を記入してください。
- (注 9) 有・無のいずれかに○印を付けてください。
- (注 10) 1. (3) で有に○印を付けた場合には、当該事情の概要を記載してください。
- (注 11) 2019 年 9 月末以降、本申請書提出日までの間に、他の法人との合併、会社分割による他の法人からの事業の全部もしくは一部の承継、他の法人への事業の一部の承継、他の法人からの事業の全部もしくは一部の譲受けまたは他の法人への事業の一部の譲渡しがあった場合には、その旨を明記してください。
その場合、2019 年 9 月末時点の自己資本比率等とともに、当該合併等を反映した直近の実績値または見込値を報告してください (算出時点を明記のこと)。
また、法令により資本バッファー比率、流動性カバレッジ比率、内部 TLAC 額および外部 TLAC 比率が適用される金融機関において、法令により定められた各水準を満たしていない場合には、その旨および当該各水準を満たすよう着実に改善すると見込まれる理由を明記してください。
- (注 12) 「信託財産種別表」において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として「株式」欄に記載し、日本銀行に報告しているベースの金額の合計を記載してください。
- (注 13) 3. (1) で有に○印を付けた場合には、当該行政処分等の概要を記載してください。併せて当該行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。また、3. (1) で無に○印をつけた場合であっても、2018 年 4 月 1 日以降に、法令違反等を理由に監督官庁から銀行法等に基づく報告または資料の徴求を受けた事実があるときは、その概要を記載してください。
- (注 14) 「(イ) に該当する」・「(ロ) に該当する」・「(ハ) に該当する」・「(ニ) に該当することが見込まれる」のいずれかに○印を付けてください。また、「(イ) に該当する」・「(ロ) に該当する」・

「(ハ)に該当する」のいずれかに○印を付した場合には、事務委託の相手方との資本関係等を判断する根拠となる資料（ディスクロージャー資料の写し等）を併せて添付してください。

「(ニ)に該当することが見込まれる」に○印を付けた場合には、その理由を記載してください。

(注 15) 第一次資格審査の結果等の連絡先担当者を記載してください。優先順位を付けて2名まで記載してください。

(注 16) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。